

及び令和3年度及び令和4年度に実施した「気候変動・SDGsアクションLabo」については、参加対象者を「さっぽろ連携中枢都市圏」の在住者に広げて実施しました。

課題・評価

環境保全活動にかかる様々な事業・取組の推進にあたって、道内自治体等との連携・協力を広げていくことが必要です。

今後の方向

平成31年(2019年)に関係11市町村と連携協約を締結した「さっぽろ連携中枢都市圏」の枠組みや、さっぽろ連携中枢都市圏における「まちづくりパートナー協定制度」を活用して、環境保全活動の充実に向けて自治体間や企業等との一層の連携強化を図ります。

ウ 道内サプライチェーンの構築に向けた道内自治体や事業者等の連携

※第5節「(4)道内連携、様々な主体との連携の推進」-「ア環境保全活動を通じた道内事業者への支援の拡充」で関連実績等を掲載

エ 市民団体や町内会等との連携

※第5節「(3)環境保全活動を通じたコミュニティの活性化の推進」-「ア環境保全対策に資する地域活動の拡充」や第1～4節で関連実績等を掲載

オ 国際的なネットワークの拡大

実績

○世界冬の都市市長会における連携推進

世界冬の都市市長会は、積雪または寒冷地にある世界の冬の都市が共通の都市課題を話し合うことを目的に、札幌市が提唱し、設立されました。昭和57年(1982年)に札幌で第1回会議が開催されて以来、市長会議が2年に1度開催され、環境保全関係を含め、様々なテーマについて話し合われてきました。

特に、平成16年(2004年)、米国・アンカレッジ市で開催された第11回市長会議において、参加者が氷河の溶解を目の当たりにし、切迫した地球温暖化に対する取組の必要性を認識したことを契機に、その後の市長会議では環境保全を主要テーマの一つとして議論を重ねてきました。

近年では、平成24年(2012年)のモンゴル・ウランバートル市における第15回市長会議で「冬の都市におけるエネルギー供給と熱の効率的な利用」を、平成26年(2014年)の韓国・華川(ファクション)郡における第16回市長会議で「冬の都市におけるありのままの自然と資源としての自然を保全し、それらを将来に渡って活用していける有効な方法について」をそれぞれ主要テーマに議論を交わしました。

華川郡における第16回市長会議では、各会員都市が環境保全に関する行動目標を設定し、その達成に向けて様々な取組を進めることが決定され、平成28年(2016年)の札幌市における第17回市長会議で、環境保全に関する行動目標の進捗状況を報告するとともに、今後も継続して取り組んでいくことが決定されました。

第17回市長会議で継続することとした行動目標は、平成30年(2018

年)に中国・瀋陽市で開催された第18回市長会議(図2-5-2)で各都市が取組の中間報告を行い、令和3年(2021年)にフィンランド・ロヴァニエミ市で開催された第19回市長会議(オンライン)でその最終報告を行いました。また同会議では、今後も継続して環境保全に関する取組を実施し、次回市長会議にてその取組を報告することを決定しています。

これらの環境保全に関する取組に加え、第17回市長会議では、国連開発計画(UNDP)駐日代表による「持続可能な開発目標(SDGs)」の紹介が行われたほか、燃料電池自動車の展示試乗会が開催されるなど、地球環境に配慮した持続可能な社会づくりについて考える場となりました。

また市長会では、市長会議の他に、平成6年(1994年)から、各会員都市の行政実務者がテーマに基づいて調査研究を行う小委員会を設け、市長会議やその準備会合である実務者会議で調査結果に基づく意見交換を行っています。第12回市長会議において設立された「冬の都市環境問題小委員会」では、札幌市が事務局となり第14回市長会議までの4年間、冬の都市での環境問題の取組事例を調査し、その結果を先進的な取組事例として共有するとともに、市民の環境問題への意識を高めるため、会員都市間で共通キャンペーン(「節電で地球を救おう」「地球環境を守ろう」)を展開しました。



図2-5-2 世界冬の都市市長会第18回市長会議(瀋陽市)

○ICLEI(イクレイ)への参加

「ICLEI-持続可能性をめざす自治体協議会」は、地球環境の保全を目指す地方自治体の国際的なネットワークです。平成2年9月、国連の主催で開催された「持続可能な未来のための世界会議」(ニューヨーク)の席上、参加した42カ国200以上の自治体と国連環境計画(UNEP)などの国際機関の提唱で設立されました。

札幌市では、地球環境問題の解決に向けて世界の自治体との協力関係を促進するとともに、開発途上国との環境保全事業の協調のため、平成8年8月にICLEIに加盟し各種情報の収集を行い環境行政の参考とするとともに、平成16年8月にはイクレイ日本との共催により、「さっぽろ世界環境都市ミーティング」を開催するなどネットワークの強化にも努めています。

○JICAによる国際協力推進

我が国は、深刻な環境問題や衛生状況に直面している開発途上

国に対し政府開発援助(ODA)による資金援助や技術協力を行っており、札幌市においても国際協力機構(JICA)に協力して海外研修員の受入を行っています(表2-5-2)。

受入事業としては、本市の環境分野の知識と技術を活用して、廃棄物処理行政や上水道に関する研修を実施しています。開発途上国から研修員を受け入れており、人材育成を通じて、各国の実績に見合った環境保全の推進や、生活環境の改善を支援しています。

表2-5-2 2023年度海外技術研修員の受入状況(環境保全分野)

コース名	受 入 国	人数
固形廃棄物管理の基礎(A)	コスタリカ、キューバ、エルサルバドル、アルゼンチン、ドミニカ共和国、ホンジュラス、グアテマラ、ボリビア、エクアドル、ペルー、メキシコ、ウルグアイ	14名
上水道施設技術総合(B)コース	モザンビーク、イエメン、ヨルダン	3名
2JICA章の根技術協力事業「ネパール国ボカリ市給排水管理業務の体系化を目指した技術協力事業」	ネパール	7名
2023年度課題別研修「アフリカ地域村落飲料水管理(A)」	コートジボワール、ジブチ、ギニア、ニジェール、セネガル	5名
計	21か国	29名

課題・評価

○世界冬の都市市長会における連携推進

第17回市長会議にて継続することとした、世界冬の都市市長会における環境行動目標の取組は、平成30年9月に中国・瀋陽市で開催された第18回市長会議にてその取組の中間報告を行い、令和3年(2021年)にフィンランド・ロヴァニエミ市で開催された第19回市長会議(オンライン)にてその最終報告を行いました。

世界冬の都市市長会は、現在9か国22都市の会員都市を有し、その人口の合計は4,000万人強と影響力も大きく、気候変動の影響を身近に感じる冬の都市が連帯し、地球環境保護に資する取組を進めることは、とても重要です。

また、この取組を一過性のものとはせず、第19回市長会議での最終報告後も、地球環境保護に資する取組を継続し、持続可能な開発目標(SDGs)を達成していくことが必要であると考え、今後も継続して環境保全に関する取組を実施していくこととしています。

○ICLEI(イクレイ)への参加

国内だけでなく海外の自治体の先進的な取組等についての最新情報を定期的に受け取り、国内外の動向を捉えた施策検討の参考にしていますが、必要に応じて、国内外の自治体と意見交換、情報共有をより進め、より実践的な情報を得ることも重要です。

○JICAによる国際協力推進

海外研修員の受入時には、札幌市のグッドプラクティスを共有し、国・地域の実情に見合った廃棄物管理手法等の検討に向けて、引き続きJICAとの連携を図っていく必要があります。

今後の方向

○世界冬の都市市長会における連携推進

国連広報局及び経済社会理事会の登録NGOでもある世界冬の都市市長会として、今後も、会員都市と連携をし、これまで取り組んできた環境行動目標の取組の成果を参考にしながら、持続可能なまちづくりに資する取組を継続していきます。

○ICLEI(イクレイ)への参加

これまでと同様、各種会議、イベント等への出席、定期的な会報等を通し、他自治体の情報を得るとともに、必要に応じて、会議やフォーラム等、イクレイ主催のイベントや会員向けの事業のさらなる活用により、他自治体との議論・情報交換を積極的に行う等、持続可能な社会の実現に向けたより実践的・効果的なツールとしても活用していきます。

○JICAによる国際協力推進

JICAより海外研修員の受入依頼があった場合には、引き続き、各国の実情に合わせた支援を行い、当該国・地域の活性化も視野に入れた支援を行っていきます。

カ 環境影響評価(環境アセスメント)制度の運用

実績

環境影響評価(環境アセスメント)制度とは、事業者が大規模な開発事業を行う前に、あらかじめその事業が環境に与える影響について調査、予測及び評価を行い、その結果をまとめた図書を公表するとともに、市民や専門家の意見を聴き、それらを踏まえながら、環境に配慮したより良い事業計画を作り上げていく制度です。

札幌市では、平成11年12月に「札幌市環境影響評価条例」を公布し、平成12年10月1日から(全面)施行しています。

この条例における一連の手続(図2-5-3)では、事業者の作成した環境影響評価関係図書について、市民が環境の保全の見地からの意見書を提出する機会が設けられているとともに、市長は事業者に対し環境の保全の見地からの意見を述べることであります。

また、この条例の特徴としては、①環境影響評価法(法)及び北海道環境影響評価条例(道条例)の対象事業と同種の事業でより小規模な事業を対象としていること、②法及び道条例で対象とされていない大規模建築物、下水道終末処理場、土石採取事業、特定工場などの事業種を独自に対象事業に追加していること、③特に環境の保全に配慮する必要がある「特定地域」を定め、特定地域内で第二種事業(第一種事業より小規模な事業)を行う場合には、手続の可否の判定を個別に行うことなどが挙げられます。

法及び条例による、令和5年度末現在の手続状況は、表2-5-3のとおりです。

課題・評価

環境影響評価は、生活環境や自然環境の保全、地球温暖化をはじめとする地球環境問題への対応等を図るうえで有効な手法の一つと言えます。

札幌市では、事業者から提出された環境影響評価関係図書に対し、市民意見も踏まえ、札幌市環境影響評価審議会の審議を経た上で、環境保全の見地から必要な市長意見を述べています。

このような手続を通して、市民とのコミュニケーションを図ることにより、より環境に配慮した事業計画の立案に寄与しています。

今後の方向

引き続き、環境影響評価制度を活用することで、環境に配慮した、よりよい事業計画が作られるよう取り組んでいきます。

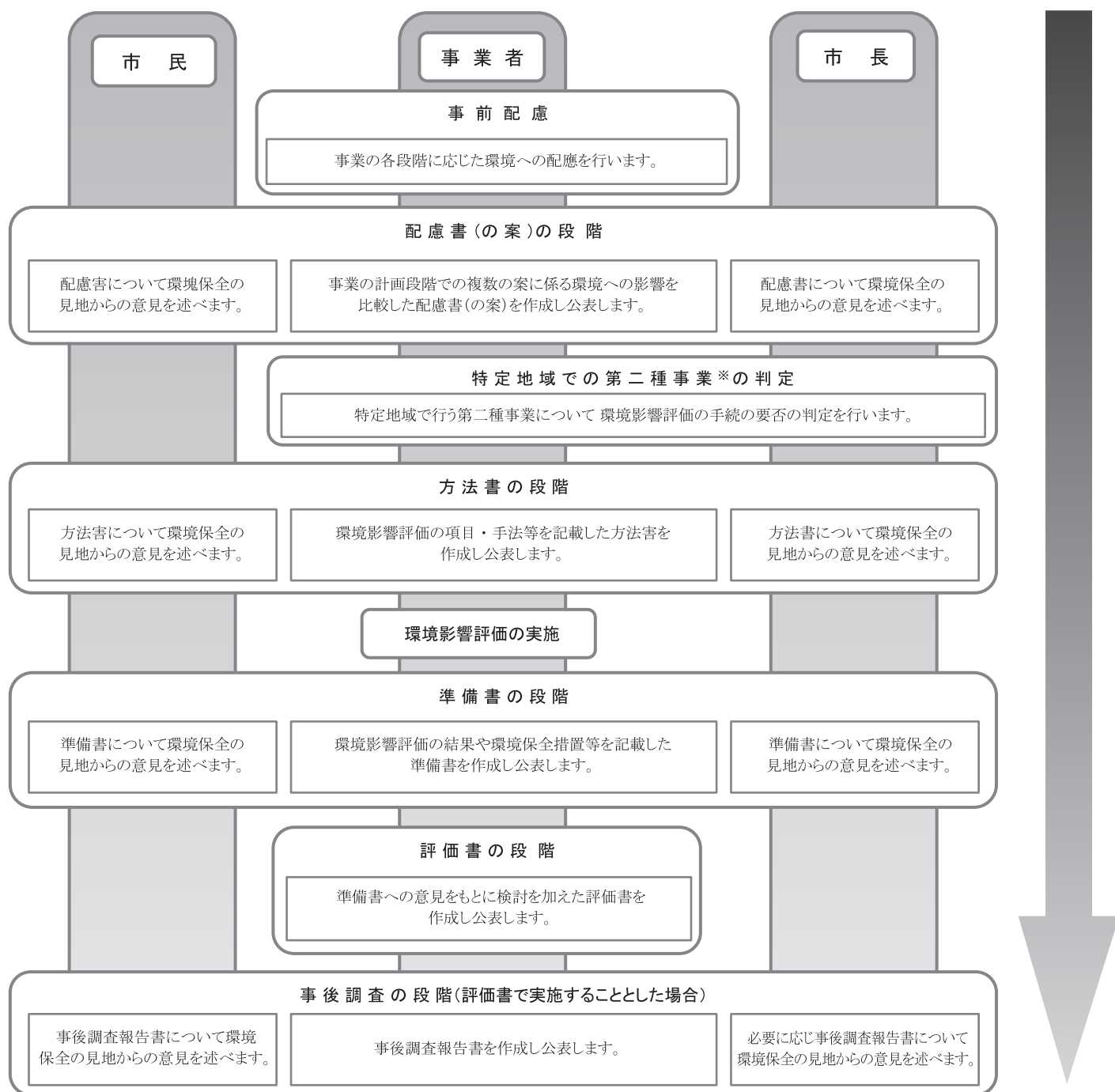


図2-5-3 札幌市環境影響評価制度の手續の流れ

表2-5-3 環境影響評価条例の現状状況

区分	事業名	事業者	事業の概要	手続の進行状況
法 対 象	北海道新幹線 (新青森・札幌間)	日本鉄道建設公団 (現(独法)鉄道建設・ 運輸施設整備支援 機構)	起点:青森市 終点:札幌市 事業延長:360km(札幌市内は17km)	方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理 事後調査報告書(札幌市に係るもの) :平成10年10月 :平成11年1月 :平成12年6月 :平成12年1月 :平成14年1月 :平成29年6月～
	(仮称)北部事業 予定地一般廃棄物 最終処分場	札幌市	位置:東区中沼町 127番地 他 埋立面積:25.4ha	方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理 :平成18年2月 :平成18年6月 :平成24年11月 :平成25年4月 :平成26年7月
	石狩湾新港発電所 建設計画	北海道電力株式会社	位置:小樽市銭函地先及び石狩市新港中央4丁目 発電所出力:160万kW程度	方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理 :平成24年2月 :平成24年6月 :平成25年10月 :平成26年1月 :平成26年3月
	(仮称)北海道石狩湾 沖洋上風力発電事業	コスモエコパワー 株式会社	位置:石狩市、小樽市地先海域 発電所出力:最大100万kW	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 :令和元年8月 :令和元年10月
	(仮称)石狩湾洋上 風力発電事業	シーアイ北海道 合同会社	位置:狩市及び小樽市の沖合 発電所出力:最大100万kW	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 :令和2年7月 :令和2年9月
	(仮称)石狩・厚田 洋上風力発電事業	石狩湾洋上風力 発電合同会社	位置:石狩湾沖の海域 発電所出力:最大133万kW	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 :令和2年7月 :令和2年10月
	(仮称)石狩湾沖洋上 風力発電所建設計画	株式会社JERA	位置:石狩市及び小樽市の沖合 発電所出力:最大520万kW	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 :令和2年8月 :令和2年11月
	(仮称)石狩湾 オフショアウィンドファーム	ジャパン・リニューアブル エナジー株式会社	位置:石狩市及び小樽市の海域 発電所出力:最大100万kW	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 :令和2年11月 :令和3年1月
	(仮称)石狩湾沖洋上 風力発電事業	株式会社グリーン パワーインベストメント	位置:石狩湾内 発電所出力:最大96万kW	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 :令和2年11月 :令和3年1月
	(仮称)北海道石狩湾 洋上風力発電事業	丸紅株式会社	位置:石狩市及び小樽市の沖合 発電所出力:最大100万kW	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 :令和3年2月 :令和3年4月
	(仮称)石狩湾洋上 風力発電所	日本風力開発 株式会社	位置:石狩市及び小樽市の沿岸地域 発電所出力:最大300万kW	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 :令和4年2月 :令和4年5月
	(仮称)石狩市沿岸 洋上風力発電事業	石狩湾洋上 風力発電合同会社	位置:石狩市及び小樽市地先海域 発電所出力:最大103.2万kW	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 :令和4年4月 :令和4年6月
	(仮称)石狩市沖 洋上風力発電事業	関西電力株式会社	位置:石狩市沖の海域 発電所出力:最大178.5万kW	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 :令和5年2月 :令和5年5月
	(仮称)北海道石狩市 洋上風力発電事業	住友商事株式会社	位置:石狩市沖、水深40メートル程度沖合までの沿岸 発電所出力:最大100万kW	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 :令和5年10月 :令和5年12月
市 条 例 対 象	真駒内滝野霊園 拡張事業	(公社)ふる里公苑	位置:南区滝野80番地1 他 面積:73.5ha	方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理 事後調査報告書 :平成15年3月 :平成15年8月 :平成16年9月 :平成17年2月 :平成17年5月 :平成18年4月～平成25年4月
	屯田・茨戸通	札幌市	始点:北区屯田町 終点:北区東茨戸 車線数:4車線 事業延長:5.7km	方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理 :平成15年4月 :平成15年9月 :平成17年7月 :平成18年2月 :平成18年3月
	厚別山本公園 造成事業	札幌市	位置:厚別区厚別町山本1065番地 他 面積:52ha	方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理 :平成20年10月 :平成21年2月 :平成23年9月 :平成24年3月 :平成24年6月
	札幌創世1.1.1区 北1西1地区第一種 市街地再開発事業	札幌創世1.1.1区 北1西1地区 市街地再開発組合	位置:中央区北1条西1丁目 延床面積:13.19ha 最高高さ:131m	方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理 事後調査報告書(工事中)受理 事後調査報告書(供用後)受理 :平成24年10月 :平成25年1月 :平成25年6月 :平成25年11月 :平成26年2月 :平成30年2月 :令和元年8月
	北8西1地区第一種 市街地再開発事業	札幌駅北口8-1地区 市街地再開発組合	位置:北区北8条西1丁目 延床面積:約113,000㎡ 最高高さ:約175m	方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理 :平成24年10月 :平成25年1月 :平成25年9月 :平成26年4月 :平成26年8月
	駒岡清掃工場 更新事業	札幌市	位置:南区真駒内 129番地3 他 処理能力:600t/日	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理 事後調査報告書(工事時)受理 :平成27年6月 :平成27年11月 :平成28年5月 :平成28年10月 :平成30年7月 :平成30年12月 :令和元年4月 :令和3年3月
	札幌駅南口 北4西3地区第一種 市街地再開発事業	札幌駅南口北4西3 地区市街地再開発組合	位置:中央区北4条西3丁目 延床面積:約210,200㎡ 最高高さ:約200m	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 準備書についての市長意見提出 評価書受理 :令和2年4月 :令和2年8月 :令和2年10月 :令和3年3月 :令和3年6月 :令和3年11月 :令和4年3月
	札幌駅交流拠点 北5西1・西2地区第一種 市街地再開発事業	札幌駅交流拠点 北5西1・西2地区 市街地再開発準備組合	位置:中央区北5条西1丁目、2丁目、及び3丁目の一部 【大規模建築物】延床面積:約388,500㎡ 最高高さ:約245m 【特定工場】排出ガス量79,900Nm ³ /h	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 方法書受理 方法書についての市長意見提出 準備書受理 :令和2年7月 :令和2年12月 :令和3年4月 :令和3年9月 :令和4年1月 :令和4年7月 :令和4年9月
	発寒清掃工場更新事業	札幌市	位置:札幌市西区発寒15条西14丁目2-1 他 (市道北発寒第98号線の廃地を含む。) 処理能力:600t/日	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 :令和5年6月 :令和5年11月
	札幌市西部スラッジセンター 3～5系統却施設改築事業	札幌市	位置:札幌市手稲区手稲山口322番 他 汚泥処理能力:330t/日	配慮書受理 配慮書についての市長意見提出 :令和5年11月 :令和6年3月

4 主な関連計画とその進捗状況

(1) 主な関連計画の概要

○札幌市環境教育・環境学習基本方針(2019年3月)

持続可能な社会の実現に向けて、札幌市の環境教育・環境学習の基本的な考えや、取組の方向性を示すものであり、「みらいを想い、みんなを思い、真剣に考え行動できる環境市民を育てます」を基本理念としている。未来のことを想像し、周りのことを地球環境のことを考え、自ら判断し取り組む「環境市民」を、学びを通して増やしていくこととしている。

○第2次札幌市産業振興ビジョン(2024年3月)

札幌市中小企業振興条例に基づき策定した中小企業振興施策の総合的な計画である。雇用の場を確保・創出し、市民に働く機会を提供するとともに、企業活動の活発化を通じて、企業の売上増加や就業者の収入増加を図り、足腰の強い経済基盤の確立や札幌市の財政力を強化していくこととしている。

第2次札幌市産業振興ビジョンでは、全産業を高度化させるために必要な共通の手法となる「横断的戦略」において、「ゼロカーボンと経済活動の両立」を柱に掲げ、脱炭素化に向けた取組を進めている。

(2) 主な関連計画の進捗状況

「札幌市環境教育・環境学習基本方針」については、将来像の実現に向けた目標値や指標を設けていませんが、将来像の実現に向けて、関係部局が個別計画に基づき取組を実施しているところです。

「札幌市産業振興ビジョン」については、市内従業者数は目標未達成となりましたが、市内企業の売上高は目標達成しました。

「第2次札幌市産業振興ビジョン」については、人口一人当たりの市内総生産(名目)は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当初値から下降となりました。

計画名	目標(将来像)			指標				
	内容	現状値 (2022年度)	評価	内容 ※()内は基準年	目標年	目標値	現状値 (2022年度)	評価
札幌市環境教育・ 環境学習基本方針	市民が「持続可能な都市とは何か」について理解している(将来像)			※指標は未設定				
	市民が札幌の環境の良さを実感し、自ら環境を改善する行動を選択し、 周囲の人たちの行動にも良い影響を与えている(将来像)							
	環境配慮行動を認識するための場、考える機会が十分に提供されている(将来像)							
札幌市産業振興 ビジョン	人口一人当たりの市内総生産(名目) (2019年度:386万円→2032年度:430万円)	378万円 (2021年度)	×					

◎…目標達成 ×…目標未達成 —…評価不可

